

7. 結婚・出産・死亡

問い合わせ：市民生活課 ☎ 0254-22-3030
豊浦支所 住民福祉係 ☎ 0254-22-6777
紫雲寺支所 住民福祉係 ☎ 0254-41-3112
加治川支所 住民福祉係 ☎ 0254-33-3102

結婚したとき、子どもが生まれたとき、亡くなったときは、市役所の市民生活課
または支所の住民福祉係に届けてください。

(1) 結婚したとき

結婚ができる条件と書類は、国によってちがいます。自分の国の大使館、または、領事館に聞いてください。

市役所に届け出が必要なときは、問い合わせしてください。



(2) 子どもが生まれたとき

生まれた日から14日以内に、「出生届」を出してください。

●必要なもの

- ・病院からもらった「出生証明書」
- ・母子健康手帳
- ・「出生証明書」を持ってきた人の印鑑（印鑑を持っている人だけ）
- ・子どもが入る予定の健康保険に入っている人の健康保険証

(3) 亡くなったとき

亡くなった日から7日以内に「死亡届」を出してください。

●必要なもの

- ・病院からもらった「死亡診断書」
- ・「死亡診断書」を持ってきた人の印鑑（印鑑を持っている人だけ）